

全国犯罪被害者の会（あすの会）in 関西

凶悪犯罪被害者の叫び～死刑制度を考えよう

去る9月28日（土）、大阪市・クレオ大阪西において、「全国犯罪被害者の会in 関西大会」が開催されました。社会を震撼させる凶悪犯罪が日々繰り返されるなか、犯罪被害と無縁な幸せな人たちが死刑廃止をはじめ、犯罪者のためのさまざまな活動を積極的に行っていますが、犯罪被害者には納得できません。今回は、精神的・経済的に被害者がどれほど苦しめられているか、当日の被害者の声や、それを支援する弁護士のみなさんの声を要約してお届けします。

プログラム

- | | | |
|-----------|--------------------|---------|
| 1. 開会挨拶 | 3. 弁護士の立場から | 5. 総括 |
| 2. 被害者の叫び | 4. パネルディスカッション（要約） | 6. 閉会挨拶 |

1. 開会挨拶

開会の言葉 代表幹事 松村 恒夫

「あすの会」が大阪で集会を開きますのは14年ぶりでございます。その時は、「あすの会」が発足して9か月でありました。

皆様のご支援を受けて、2度のヨーロッパ調査を行い、その調査結果を踏まえて、全国県庁所在地をまわり50か所で犯罪被害者のための刑事司法、訴訟参加、付帯私訴等を求める街頭署名活動を展開し、約56万の方々のご署名をいただきました。この署名活動と意見書を国民の意思として国に訴え、その結果2004年12月には議員立法による「犯罪被害者等基本法」



が成立しました。裁判は加害者のためだけでなく被害者のためにもある事が明確になり、犯罪被害者の裁判への参加制度、そして被害者参加人への交通費・日当の支給、刑事裁判に引き続いて民事訴訟を起こすことができる損害賠償命令制度の創設、凶悪犯罪事件の公訴時効の廃止、国費による懸賞金制度、同じく国費による被害者側弁護士賦与など被害者を取り巻く環境は大きく変わりました。

設立趣意書を読み直しますと、犯罪被害者の権利確立はほぼ実現してきましたが、犯罪被害者の経済補償制度に関しては実現しておりません。内閣府の下で「犯給制度の拡充あるいは新しい経済補償制度の創設」という会議で検討されておりますが、その実現は楽観できません。

一方、死刑制度の廃止を求める動きが目立ってきました。「あすの会」にも死刑廃止議論の場に参加を求める招待状が寄せられるようになりました。そこで、本年1月に、死刑制度の存置を求めて大会を開きました。殺人事件により家族を失った遺族は、犯人自らの命をもって償ってもらおうことで、心のけじめをつけられるのです。大切な身内が亡くなったのに、その犯人が命を全うすることに我慢がならないのです。

凶悪犯罪被害者の心からの想いに耳を傾けて頂き、凶悪犯罪を起こした犯人にどの様な刑罰がふさわしいのか考え、議論することができれば主催者として目的を果たすことができると思います。